

原子力発電所周辺地域における 今後の環境放射能モニタリングの在り方について

平成 29 年 12 月 6 日
放射線監視室

1 はじめに

県は、原子力発電所立地県として発電所周辺地域における環境放射能の測定を昭和 48 年 8 月から開始しており、その間、JCO 事故後の監視範囲の拡大、プルサーマル導入に伴う測定項目の追加などの対応を図ってきた。

平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故発生以降についても、随時、必要とされる緊急時モニタリングを適切に実施し、更なる監視範囲の拡大及びダスト監視の強化を行った。線量変化の傾向が確認された以降は緊急時から平常時モニタリングへ測定方法を移行するなど、周辺環境の回復状況に応じて測定体制の適正化を図りながら現在に至っている。

震災発生・原発事故から 6 年以上を経過する中、避難指示区域の解除が進み、同区域内の線量も低減化している現状や除染の進捗・復興拠点の整備促進など社会的にも新しい局面を迎えている背景も考慮しつつ、今秋に行われた廃炉に向けたロードマップの改訂内容も踏まえながら、今後の復興計画・廃炉進捗に合致した環境放射能モニタリングの在り方を検討すべき段階にあると考える。

これまで県では環境放射能モニタリング計画を単年度毎に策定してきたが、測定体制の整備状況（環境創造センター・環境放射線センターの設置）等も加味し、今後必要となる中長期的視点に立脚したモニタリング計画を構築するものである。

2 考慮すべき視点及び基本方針

「平成 29 年度福島県発電所周辺環境放射能モニタリング計画」、「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた目標工程（ロードマップ）」をもとに、現時点で想定されている廃炉工程の見通しや避難指示区域の解除等を考慮する。平成 30 年度から平成 34 年度までに実施すべきと考える県の原子力発電所周辺の環境放射能モニタリングの在り方について、その基本方針を下記のとおりとしたい。

なお、この基本方針は廃炉行程や目標の変更等により、その内容の修正も適宜行うものとする。

3 今後の原子力発電所周辺の環境放射能モニタリングの在り方

- ・ がれき撤去等に伴い飛散するおそれのある放射性物質の監視については、平成 26 年度から平成 28 年度のダストモニタ整備やモニタリングポスト設置により強化しており、これまでに構築してきた空間線量率や大気浮遊じん等の監視体制を当面維持することとする。
- ・ 発電所周辺地域におけるトリチウムの挙動を把握するため、事故前に行っていた大気中トリチウムの監視を再開し、既に実施している海域モニタリングと合わせて環境中のトリチウムの監視体制を強化することとする。
- ・ 燃料デブリの取り出しについては、放射性物質の拡散等が懸念されていることを踏まえ、周辺環境における線量率等の監視や周辺土壌中のウランの監視追加等の調査拡充を検討する。